

# 地震発生時のフローチャート＜在校時＞

職員の動き

児童の動き

安全確保

情報収集

避難指示

避難誘導

安否確認

対策本部設置

被害状況確認

事後の対応処置

- ・安全確保について児童へ指示する。
- ・避難経路及び避難場所の安全確認をする。

- 第1次避難行動
- ・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。頭部を保護する。
  - ・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に移動する。

- ・情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。(職員へ)
- ・避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

第一避難場所に避難の指示をする。  
(児童へ)  
(運動場等)



- ・児童を安全な場所に誘導する。
- ・トイレ、保健室、特別教室等にいる児童の所在に留意する。

「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い避難する。

- ・人数と安否を確認し、本部に報告する。
- ・負傷者の確認とけが人の応急手当を行う。

＜緊急連絡先＞

山鹿市教育委員会  
43-1391  
山鹿市消防本部鹿北分署  
32-2574

- ・本部長等の指示により、各業務にあたる。
- ・必要に応じて避難住民の対応にあたる。

- ・第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。(鹿北体育センター)(避難経路は、校門から出る)
- ・施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ・応急措置や立入禁止措置を行う
- ・教育委員会に状況を報告する。

- ・被害状況に判断し、教育委員会に報告・協議する。
- ・保護者へ連絡(学校一斉メール配信)及び学校ウェブページに掲載する。

# 地震発生時のフローチャート<登校時>

職員の動き

児童の動き

安全確保

- ・学校にいる児童には、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。
- ・情報収集に努める。
- ・安否確認、状況によって登下校中の児童の保護活動を行う。
- ・学校にいる児童の避難誘導・点検等は在校時の対応を基本とする。

- ・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- ☆古い建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。
- ☆崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。
- ※津波注意報・警報等が発令された場合は、あらかじめ指定されている高台等へ避難する。

安否確認

- ・学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- ・担当職員は、児童の所在を確認する。(登校している、していない)
- ・保護者へ連絡する。(一斉メール配信、電話、学校ウェブページ掲載)
- ・必要に応じて、通学路、避難場所を回り、安否を確認する。

揺れがおさまったら、学校・自宅等あらかじめ決めておいた安全な場所に避難する。

対策本部設置

- ・本部長等の指示により、各種業務にあたる。
- ・児童の安否確認を優先にする。

<緊急連絡先>

山鹿市教育委員会  
43-1391

被害状況確認

- ・担当職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ・危険箇所があった場合は、立入禁止・応急措置を行う。

事後の対応処置

- [本部長]
  - ・児童全員の安否確認後、授業実施、休校措置と登校している児童の下校方法、保護者への引き渡し、学校への保護措置等について、保護者へ連絡させる。
  - ・対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)
- [教職員]
  - ・学校の対応について、保護者に連絡する。(一斉メール配信、電話、学校ウェブページ掲載)

# 地震発生時のフローチャート＜校外活動時＞

職員の動き

児童の動き

安全確保

- 落下物、転倒物、ガラスなどの飛散から身を守らせる。
- 地形や周囲の状況を判断して、安全確保を指示する。
- ・最新情報の収集に努める。
- 班別行動中の場合は、安否確認と保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を収集し、避難・待機等を判断する。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報などの発表を待たずに高台などに避難させる。
- 手当てが必要な負傷者に対しては応急手当てを行う。

- ・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- ・頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- ・公共交通機関を利用している場合は、乗務員の指示、放送などによる指示、誘導に従う。

避難誘導

- ・安全な避難場所を判断し、児童の避難を誘導する。
- ・避難後、状況を学校に連絡する。(携帯電話・メール)

- ・教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- ・教職員が近くいない場合には、安全な場所に急いで避難する。

安否確認

- ・活動場所や避難場所を周り、所在、安否を確認する。
- ・児童の安否確認を最優先に行う。

＜緊急連絡先＞

山鹿市教育委員会  
43-1391

事後の対応処置

- [教職員]
- ・教職員は、被害状況、児童・教職員の安否状況などを学校に連絡しながら対応する。(復路の状況把握指示、帰校方法、帰校時刻の指示)
  - ・安否確認後、活動状況の可否を判断し、児童に伝える。
  - ・今後の対応について、必要に応じて保護者に連絡を行う。
  - ・対応措置について、教育委員会に報告する。(協議する)

# 地震発生時のフローチャート＜在宅時＞

安否確認

対策本部設置

被害状況確認

事後の対応処置

職員  
の動き

- ・教職員の安否を確認する。
  - ・児童の安否を確認する。学校一斉メール配信及び学校ウェブページに掲載する。
  - ・クラス毎に人員と安否を確認し、本部に報告する。
- 担任 → (学年主任) → 教頭  
→ 校長

- ・本部長等の指示により、各業務にあたる。
- ※自らが被災し、家族、家屋が被災するなど  
の状況では、配置に  
時間がかかることがあ  
り、自らの安全を確保  
した上で業務にあたる。
- ・必要に応じて避難住  
民の対応にあたる。

- ・指定職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ・危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う(張り紙、ロープ等)。
- ・第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。

- [本部長]  
○対応措置について、教育委員会に報告する(協議する)。
- [教職員]  
○指定職員は、今後の対応等について保護者へ連絡をする(一斉メール配信、電話等)。

児童  
の動き

- ・必要に応じて、学校に連絡する。(親戚宅等へ避難している場合や怪我をしたりした等)。

＜緊急連絡先＞

山鹿市教育委員会  
43-1391